

## 健康保険法施行規則新旧対照表（抜粋）

令和5年6月1日施行

新	旧	内 容
<p>(被保険者の資格取得の届出)</p> <p>第24条 法第48条の規定による被保険者(任意継続被保険者を除く。以下この条、第29条、第35条の2から第36条の2まで及び第42条において同じ。)の資格の取得に関する届出は、当該事実があった日から<u>5日以内</u>に、次に掲げる事項を記載した様式第三号又は様式第三号の二による健康保険被保険者資格取得届を機構又は健康保険組合(第11号において「<u>被保険者等</u>」という。)(様式第三号の二によるものである場合にあっては、機構)に提出することによって行うものとする。</p> <p>①<u>被保険者の氏名</u>(片仮名で<u>振り仮名</u>を付するものとする。)</p> <p>②<u>被保険者の生年月日</u></p> <p>③<u>被保険者の種別(健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者にあっては、被保険者の性別)</u></p> <p>④<u>被保険者資格の取得区分</u></p> <p>⑤<u>被保険者の個人番号(協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、個人番号又は基礎年金番号。第5項において同じ。)</u></p> <p>⑥<u>資格取得年月日</u></p> <p>⑦<u>被扶養者の有無</u></p> <p>⑧<u>被保険者の報酬月額</u></p> <p>⑨<u>被保険者の住所</u>(当該被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者であって、厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の9に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。)の提供を受けることができるとき又は当該被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者であつ</p>	<p>(被保険者の資格取得の届出)</p> <p>第24条 法第48条の規定による被保険者(任意継続被保険者を除く。以下この条、第29条、第35条の2から第36条の2まで及び第42条において同じ。)の資格の取得に関する届出は、当該事実があった日から5日以内に、様式第三号又は様式第三号の二による健康保険被保険者資格取得届を機構又は健康保険組合(様式第三号の二によるものである場合にあっては、機構)に提出することによって行うものとする。<u>この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、個人番号又は基礎年金番号、第三種被保険者(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第5条第12号に規定する第三種被保険者をいう。第28条において同じ。)</u>に該当することの有無を付記しなければならない。</p>	<p>被保険者資格取得届に記載が必要な事項が明確に規定され、新たに個人番号が追加されました。</p> <p>なお、事業主は資格取得後5日以内に当該届出を健康保険組合に行う必要があります。(従来から)</p>

新	旧	内 容
<p>て、当該健康保険組合が当該被保険者の住所に係る情報を求めないときを除く。)</p> <p><u>⑩事業所の名称及び所在地並びに事業主の氏名又は名称</u></p> <p><u>⑪その他保険者等が必要と認める情報</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>事業主は、第1項の届出に関し、被保険者に対し、個人番号の提出を求め、又は同項各号に係る事実を確認することができる。</u></p> <p>(保険者による被保険者情報の登録)</p> <p><u>第24条の4 保険者は、法第205条の4第1項の規定により同項第2号又は第3号に掲げる事務を委託する場合は、機構若しくは健康保険組合が第24条第1項の規定による届出を受け、又は当該保険者が第42条の規定による申出を受けた日から5日以内に、当該届出又は申出に係る被保険者の資格に係る情報を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、社会保険診療報酬支払基金に又は国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に提供するものとする。</u></p> <p>(被扶養者の届出)</p> <p>第38条 被保険者は、被扶養者を有するとき、又は被扶養者を有するに至ったときは、<u>5日以内</u>に、次に掲げる事項を記載した被扶養者届を事業主を経由して厚生労働大臣又は健康保険組合に提出しなければならない。</p> <p>①被扶養者の職業、収入、住所、氏名、性別、生年月日、<u>個人番号</u>(個人番号を有する者に限る。)及び被保険者との続柄</p> <p>②被扶養者が被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫及び兄弟姉</p>	<p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>前項の規定により光ディスクによって届出を行う場合における第一項の規定の適用については、同項中「付記し」とあるのは、「記録し」とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(被扶養者の届出)</p> <p>第38条 同左(変更なし)</p>	<p>事業主は、被保険者から個人番号の提出を求めると及び記載事項の確認ができるものとされました。</p> <p>健康保険組合は、事業主から提出された資格取得届の情報を5日以内に社会保険診療報酬支払基金に提出することになります。</p> <p>被扶養者の届出については従来から個人番号の記載が義務付けられています。また、資格取得後5日以内に健康保険組合に提出することになっています。</p>

新	旧	内 容
<p>妹以外の者であるときは、同一の世帯に属した年月日及び扶養するに至った理由</p> <p>③第37条の2各号のいずれかに該当する者にあつては、その旨</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>(保険者による被扶養者情報の登録)</u></p> <p><u>第39条 第24条の4の規定は、第38条第1項の規定による届出を受けた場合について準用する。この場合において、第24条の4中「機構若しくは健康保険組合が第24条第1項の規定による届出を受け、又は当該保険者が第42条の規定による申出」とあるのは「厚生労働大臣又は健康保険組合が第38条第1項の規定による届出」と、「又は申出に係る被保険者」とあるのは「に係る被扶養者」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>第39条 削除</p>	<p>被扶養者の情報も被保険者と同様に5日以内に社会保険診療報酬支払基金に提出することになります。</p>